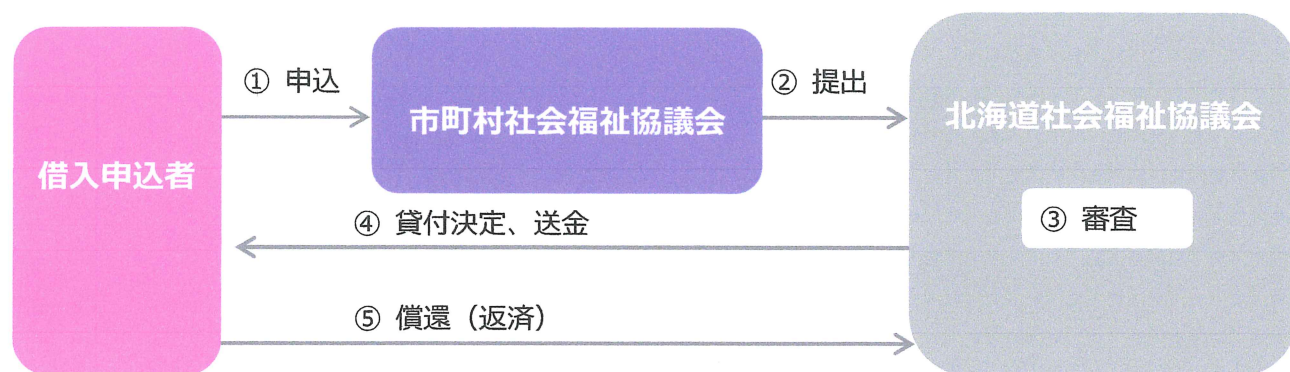


緊急小口資金【特例貸付】 申込から貸付決定、償還までのながれ



* 生活福祉資金には、緊急小口資金の特例貸付のほか、総合支援資金（生活支援費）の特例貸付があります。

総合支援資金（生活支援費）【特例貸付】の貸付内容

- 貸付対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- 貸付限度額 単身世帯：月 15 万円以内
2人以上：月 20 万円以内
- 貸付期間 原則 3 か月とし、最長 12 か月以内
- 据置期間 貸付の日から 1 年以内
- 償還期間 据置期間終了後 10 年以内
- 貸付利子 無利子
- その他 総合支援資金（生活支援費）の特例貸付を利用するにあたっては、原則として生活困窮者自立支援法にもとづく自立相談支援機関による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していることを要件とします。

受付窓口は、市町村社会福祉協議会です。

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができるとしています。

緊急小口資金、総合支援資金（生活支援費）の特例貸付は、令和 2 年 3 月 25 日（水）から受付を開始します。

実施主体：社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

問合せ先：〒073-0032

滝川市明神町 1 丁目 3 番 1 号 N T T 東日本滝川ビル 1 階

社会福祉法人 滝川市社会福祉協議会

T E L : 012 5-22-2 3 9 7

